平成２４年（フ）第６６号
岐阜市六条東２丁目13番10号　コンフォールヤスダ201号室
債務者　松野　好子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで　岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２０１号
愛知県春日井市小野町２丁目71番地　愛知県住宅供給公社松河戸住宅314号
債務者　山﨑　孝雄
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０２号
愛知県春日井市小野町２丁目71番地　愛知県住宅供給公社松河戸住宅314号
債務者　山﨑　淳子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３２３号
名古屋市中村区荒輪井町２丁目18番地　市営荒輪井荘４棟608号
債務者　小倉　良彦
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７７号
兵庫県加古川市平岡町二俣451番地の１　サンコートＦＫ103号
債務者　奥本とも子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第８４号
兵庫県加古川市尾上町口里492番地の１　Ｍプラザ加古川参番館1008号
債務者　和氣　　勇
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４５号
奈良県生駒郡平群町大字梨本329番地の７
債務者　イチコウサービスこと　神浦　浩一
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで　奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第５３号
奈良市桂木町11番501号
債務者　太齊　　將
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１２０号
鳥取県境港市清水町728番地１オークシティＢ202号室
債務者　荒木　一朗
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第２１２号
鳥取県米子市皆生温泉２丁目11番８号
債務者　松本　錠二
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第２２７号
鳥取県米子市皆生温泉２丁目11番８号
債務者　清水富美子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第２２８号
鳥取県米子市皆生温泉２丁目11番８号
債務者　松本みどり
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第６８号
岡山県和気郡和気町和気108　特別養護老人ホーム和気広虫荘、住民票上の住所岡山県和気郡和気町尺所67番地
債務者　仲田　和美
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで　岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３７号
広島市南区松川町１番17―604号　松川ハイツ
債務者　金　　先姫
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４２号
広島市安芸区船越南３丁目８番２―109号
債務者　石田　　実
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９４号
広島市西区三滝町13番13―203号
債務者　水間　淳子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１４号
広島市中区舟入南３丁目15番18―304号
債務者　山本那津子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１９号
広島市西区天満町17番18―407号
債務者　松本　敦美
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで　広島地方裁判所民事第４部